

あなたの働き方を考えてみませんか!

職場でいのちと健康を守る活動の推進を

教職員の長時間労働が蔓延し、過労死や精神性疾患があとをたちません。私たちのとりくみにより、文科省は教育委員会や校長に対して教職員の労働時間を把握し、長時間労働の解決を図り、長時間労働教職員には医師の面接指導を受けさせるよう通知しました。

現在、各地で労働時間の把握・管理が行われ始めています。

まずは、働きすぎチェック!

あなたの時間外勤務時間

あなたのこの一週間を記録簿に記入してみましょう。

〈1週間の時間外勤務時間〉

日付(曜日)	出勤時刻	退勤時刻	取れなかった休憩	時間外勤務時間	持ち帰り仕事時間
日()	:	:	分	時間 分	時間 分
日()	:	:	分	時間 分	時間 分
日()	:	:	分	時間 分	時間 分
日()	:	:	分	時間 分	時間 分
日()	:	:	分	時間 分	時間 分
日()	:	:	分	時間 分	時間 分
日()	:	:	分	時間 分	時間 分
計			分	A 時間 分	B 時間 分

では、月あたりに換算してみましょう

(A 時間 分 + B 時間 分) × 4 (週間) = 時間

①月45時間以上



過労死危険ライン!

産業医による職場指導を受けよう!

②月80時間以上



過労死ライン!

産業医による面接指導を受けよう!

③月100時間以上



過労死ライン!

産業医による面接指導を必ず受けよう!

※この基準は医学的見地による厚労省の基準です。厚生労働省のホームページに掲載されている「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」でもチェックしてみましょう。(http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html)

このリーフレットを活用して・・・

2008年度中に休職した公立学校の教職員は、前年度より509人増えて全教職員の0.94%にあたる8,578人。そのうち、精神性疾患は405人増えて5,400人(病気休職者の63.0%)。ここ16年間連続して増加し、10年前の3倍でした。教職員の健康破壊は深刻な事態です。その背景にある大きな問題が、長時間過密労働です。

今日、教職員の長時間過密労働と健康破壊の深刻な事態を解決することは、教職員の共通する切実な要求となっています。解決にむけて教職員を増やす運動とともに、衛生委員会を中心に教職員が力を合わせて、パワハラの一扫、長時間過密労働の解消等に向けてとりくみましょう。

そのための一助になればと、このリーフレットを作成しました。各学校で、ご活用ください。

衛生委員会を中心に、長時間過密

いのちと健康を守る労働安全衛生活動

長時間過密労働をなくし、いのちと健康を守る活動をすすめる上で、衛生委員会の活動が重要です。労働安全衛生法（以下、労安法）では、衛生委員会の活動は勤務時間内に行うと定めていますので、委員の負担にならないよう勤務時間内に開催しましょう。また、年度当初に、アンケートで衛生委員会としてとりくんで欲しいことを調査し、年間計画を作成するなど、教職員の総意にそった活動をすすめることが大切です。

各学校ですすめる安全衛生活動は、「衛生管理」と「安全管理」の2つに分けられます。「衛生管理」は、「作業管理」、「作業環境管理」、「健康管理」です。それぞれ下記のような活動が各地ですすめられています。あなたの学校でも、実施できるところからとりくんで行きましょう。

また、労働災害を引き起こさないための「安全管理」も重要です。必要に応じて「安全衛生委員会」として設置し、とりくみましょう。

◆作業管理

- ノー残業デー、ノー部活デー、ノー会議デーの実施
- 年休の取得推進
- 勤務時間記録簿の作成・実施・点検
- 管理職に仕事量を調整させるとりくみ

など



◆作業環境管理

- 男女別休憩室の設置
- 照明・空気・騒音等の点検
- トイレの洋式化
- シャワー設置

など



◆健康管理

- 産業医による健康相談会の開催
- メンタルヘルス・ハラスメントの学習会開催
- 定期健康診断後の再検査の推進

など



衛生委員会を活発化させましょう

あなたの学校に衛生委員会は設置されていますか。せっかく設置されている衛生委員会が休眠状態では、何もすすみません。



- ①勤務時間内に、毎月1回開催する。
- ②年度当初に年間スケジュールを決定し、それに合わせた議題を調整する。
- ③職場アンケート等で教職員の関心の高い要求、職場の課題を把握する。
- ④教職員全員が参加できる行事を企画する。
- ⑤産業医を活用し、健康講座の開催、職場の巡視、健康相談等を実施する。

密労働をなくす一歩を踏み出そう！

実践例

都内のA障害児学校の安全衛生委員会の活動

- ① 委員 総括安全衛生管理者の校長、安全管理者の経営企画室長、衛生管理者の教諭、各学部の教諭、産業医 計11名
- ② 毎月1回の委員会開催
- ③ 年間活動 ①健康相談の周知・促進 ②健康管理に関する啓蒙活動 ③腰痛防止に向けて、腰の日のストレッチ体操の実施（毎月5日と20日） ④メンタルヘルスについての学習会（2学期） ⑤校内巡視（危険箇所等の把握、改善） ⑥女子休養室の管理、男子休養室設置への検討 ⑦職員健康診断、腰痛検診VDT検診等の受診促進と受診結果の把握 ⑧インフルエンザ予防接種の実施（10～11月）



この学校では、青年組合員が衛生管理者として、「腰の日」には「さあ、ストレッチ体操で腰痛を予防しましょう」と声をかけて、全教職員で腰痛防止体操を行うなど、衛生委員会の先頭に立って奮闘しています。



産業医の役割は重要…まずは健康相談と校内巡視

産業医は教職員の健康を確保するために必要があると認めるときは、学校長や教育委員会に対して勧告ができ、学校長らは勧告を尊重しなければなりません（労安法第13条）。あなたの学校でも産業医による健康相談や校内巡視を実施し、その結果をもとに必要な対策の勧告や意見を出してもらいましょう。

教職員が50人未満の学校では…

①衛生委員会の設置をすすめましょう！

すべての学校に衛生委員会を設置しましょう。法的には義務づけられていませんが、教職員のいのちと健康を守る活動を推進するために、50人未満の学校にも衛生委員会を設置して、全教職員でとりくむことが必要となっています。

すでに、すべての学校に衛生委員会を設置した市区が生まれています。また、市全体で安全衛生委員会を設置し、安全衛生活動をすすめているところもあります。

②あなたも衛生推進者になって…

労安法により教職員50人未満の学校には衛生推進者を配置することが定められています（労安法第12条2項）。

文科省の発表では、衛生推進者の配置が必要な学校のうち、84.9%に配置されています。しかし、教頭等が書類上だけで位置づけられ、実際は機能していない学校が多く見られます。どう活性化させるかが課題です。職場で1人の組合員からできる活動が安全衛生活動です。積極的に組合員が衛生推進者になり、教職員の総意にそった活動をすすめましょう

働きすぎによる過労死をなくすために

「医師による面接指導」

文科省通知②
「医師による面接指導」
教育委員会に対して、2007年12月6日に、2008年4月から教職員が50人未満の学校でも実施が義務づけられた長時間労働教職員への「医師による面接指導」を実施するよう通知。各地で、産業医による面接指導が実施され始めています。

脳梗塞、狭心症、心筋梗塞などの発症が長時間労働との関連性が大きいとの医学的知見を踏まえ、これらの発症を予防するため、労安法等では長時間労働教職員に対して、学校長や教育委員会は医師による面接指導を行わなければならないと定めています。（労基法第66条8項）

多くの教育委員会では、「過重労働による健康障害対策実施要綱」等で、①月45時間を超える時間外勤務の教職員がいる場合は、産業医による職場指導を受けることができる。②月100時間以上、2ヶ月の平均で80時間を超える時間外勤務の教職員には、産業医の面接指導を受けさせる等と定め、実施しています。

しかし、面接する医師が産業医であっても、満足する相談・指導が受けられないなどの問題点が各地から報告されており、より良い制度となるよう改善を求める要望を出していきましょう。

実施されていない地域では、「実施せよ」の声を

あなたの学校では、「労働時間の適正な把握」、「医師による面接指導」は実施されていますか。全国的には、都道府県教育委員会では多くで実施され、遅れていた市町村教育委員会でも実施され始めています。実施されていない学校では、教育委員会や学校長に文科省の通知を示して実施するよう要請しましょう。



問われる管理職の安全配慮義務違反 —— 大阪高裁が断罪 ——

2009年10月1日に大阪高裁は京都市内の教員らが「無定量化超勤の是正」を求めた裁判で、京都市と管理職が、教員らの時間外勤務が極めて長時間に及んでいたことを「認識・予見できたのに、何ら改善措置等を講じていない」として、安全配慮義務違反と断罪しました。そして、損害賠償を認め、55万円の慰謝料を支払うよう命じました。

分会の方針にいのちと健康を守る活動方針を掲げて

これらの職場のいのちと健康を守る活動を進めるうえで、衛生委員会の活動と、組合＝分会の活動が、車の両輪のように、それぞれが積極的な役割を果たすことが必要です。組合員が積極的に衛生委員会で奮闘するとともに、分会として、労安活動方針を掲げとりくみましょう。